

大和郡山市自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務

1 件 名	大和郡山市自動体外式除細動器（AED）賃貸借業務
2 設置場所	大和郡山市北郡山町248-4 他6か所
3 契約期間	自 令和8年3月8日 至 令和13年3月7日 (60ヵ月)
4 開札日時 及び場所	令和8年2月6日 (金) 9:00 大和郡山市役所 4階 打合室1
5 長期継続契約 に関する事項	当入札による賃貸借契約は地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条の17及び大和郡山市長期継続契約を締結することができる契約に関する規則第2条第1項により長期継続契約とします。 よって契約の締結日の属する年度の翌年度以降に大和郡山市の歳入歳出予算において、賃貸借料が減額または削除されたときは、契約の変更または解除できるものとし、当該解除にかかる損害賠償を大和郡山市に対してできないものとします。
6 入札書提示額	①入札書は配布するExcelファイルに記入し、印刷して提出して下さい。 ②入札金額欄は、賃貸借期間（60ヵ月）分の賃貸借料の総額を算出し、その額に60分の1を乗じた1ヵ月の賃貸額を記載すること。（1円未満の端数は切り捨てる） ③入札書に記載された金額に消費税および地方消費税を加算した金額を契約金額とします。 ※入札書（Excelファイル）は、参加申請業者に電子メールにて配布致します。
7 詳細仕様	別紙詳細仕様書記載のとおり
8 入札参加資格	入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 大和郡山市令和6・令和7年度物品購入・委託業務等に係る業者登録において、登録がなされている者であること。 (2) 過去2年間において官公庁所管施設への自動体外式除細動器（AED）賃貸借等業務契約実績を複数件有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 (4) 国税・地方税の滞納のない者であること。（加えて市内に本店支店を有する事業者にあっては当市の市民税の滞納のない者であること。） (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (6) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。 (7) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。

8 入札参加資格	<p>④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。</p> <p>⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。</p> <p>(8) 「高度管理医療機器等販売業・貸与業」の許可を受けている者であること。</p>
9 入札説明書を交付する場所	入札説明書等はホームページよりダウンロードのこと。
10 入札参加資格の確認方法	<p>この入札に参加を希望する者は、8に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、下記の（1）①～（1）④に記載される書類を提出しなければならない。</p> <p>なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この条件付き一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加申請書 ② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書 ③ 過去2年間の自動体外式除細動器（A E D）賃貸借等業務実績表 ④ 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証（写し可） <p>(2) 提出期限 令和8年1月27日（火）17時まで</p> <p>(3) 提出場所 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248番地4 大和郡山市役所 総務部 災害対策課</p> <p>(4) 提出方法 持参又は郵送によること。郵送については消印有効。</p> <p>(5) 入札参加資格の確認</p> <p>申請書及び確認資料の提出のあった者（以下「申請者」という。）には、令和8年1月28日（水）までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認めた者にあっては、入札参加資格がある旨</p> <p>イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあっては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>(6) その他</p> <p>ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。</p> <p>イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
11 仕様書の質問	<p>(1) 仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和8年1月21日（水） 17時まで</p> <p>イ 送信先 大和郡山市 災害対策課 災害対策係</p> <p>ウ 提出先アドレス saitai@city.yamatokoriyama.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、当市ホームページに掲載する。ただし質問なしの場合を除く。</p> <p>ア 回答期限 令和8年1月23日（金）</p>

12 入札手続等	<p>(1) 入札保証金 金60,000円</p> <p>ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合はこれを免除とする。</p> <div data-bbox="409 287 1378 608" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>(入札保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> </div> <p>(2) 契約保証金 大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金（落札額の10%以上）を支払わなければならない。</p> <p>ただし、同規則第22条に該当する者はこれを免除とする。</p> <div data-bbox="409 826 1378 1253" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p>(契約保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (省略) (3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (省略)</p> </div> <p>(3) 契約書作成の要否 要</p>
13 入札書の提出	<p>ア 提出期限 令和8年2月5日（木） 17時まで (必着)</p> <p>イ 提出方法 一般書留郵便もしくは簡易書留で郵送すること。</p> <p>ウ 提出先は 10 (3) に同じ</p>

<p>14 入札上の注意</p>	<p>(入札の基本的事項) 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。</p> <p>(公正な入札の確保) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。</p> <p>(消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法) 入札書は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に消費税を加えた金額とします。</p> <p>(入札書の金額の数字) 入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には円記号（¥）を記入してください。</p> <p>(入札書の記載事項の訂正) 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付き一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。</p> <p>(入札の辞退) 郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。 2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。</p> <p>(入札執行回数) 入札執行回数は、1回とします。</p> <p>(入札書等の提出方法) 当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに一般書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。 2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。</p> <p>(無効の郵便入札) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。 (1) 市長が定める入札条件に違反した入札 (2) 入札書に記名押印のない入札 (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札 (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札 (6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札 (7) 一般書留郵便以外の方法による入札 (8) 入札書以外のもの（金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く）が同封された入札 (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札 (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札</p> <p>(開札) 1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。 3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日（大和郡山市庁舎の休日の場合は、その前日の正午まで）に電子メールで申し込みをすること。 (入札の延期、中止及び取消し) 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。 (落札者の決定) 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。</p>
-------------------------	---

15 入札上の注意
つづき

入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。



※ 中の記載金額が 透けて見えないように封入してください

